

平成21年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成21年3月13日（金曜日）

議 事 日 程（第6号）

- 第 1 議案第56号 平成21年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 議案第57号 平成21年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第 3 議案第58号 平成21年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第 4 議案第59号 平成21年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第 5 議案第60号 平成21年度四万十町老人保健医療事業特別会計予算
- 第 6 議案第61号 平成21年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 7 議案第62号 平成21年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第 8 議案第63号 平成21年度四万十町簡易水道事業特別会計予算
- 第 9 議案第64号 平成21年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第10 議案第65号 平成21年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
- 第11 議案第66号 平成21年度四万十町下水道事業特別会計予算
- 第12 議案第67号 平成21年度四万十町給与等集中処理特別会計予算
- 第13 議案第68号 平成21年度四万十町水道事業会計予算
- 第14 陳情第21－ 2号 「公契約」「入札制度」の改善を求める陳情
- 第15 陳情第21－ 4号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を
求める陳情
- 第16 陳情第21－ 7号 地方分権「改革」に関する陳情
- 第17 陳情第21－10号 四万十町議会の情報公開を求める陳情
- 第18 陳情第21－ 1号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援
予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書
- 第19 陳情第21－ 5号 物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情
- 第20 陳情第21－ 9号 四万十町図書館改革を求める陳情
- 第21 陳情第21－ 6号 派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本
的改正を求める陳情
- 第22 陳情第21－12号 「WTO議長案を拒否するよう求める意見書」を政府に提

出させていただきますようお願いする陳情書

第 2 3 陳情第 2 1 - 8 号 町道窪川西原線の一部区間の拡張と一部区間の落石防護柵
について

第 2 4 発議第 1 号 四万十町議会庁舎建設等特別委員会の設置について

第 2 5 四万十町議会庁舎建設等特別委員会委員の選任について

第 2 6 発議第 2 号 四万十町議会家地川ダム調査特別委員会の設置について

第 2 7 四万十町議会家地川ダム調査特別委員会委員の選任について

第 2 8 発議第 3 号 「公契約」「入札制度」の改善を求める意見書案

第 2 9 発議第 4 号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める
意見書案

第 3 0 発議第 5 号 地方分権「改革」に関する意見書案

第 3 1 発議第 6 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の
大幅増額を求める意見書案

第 3 2 発議第 7 号 物価に見合う年金引き上げを求める意見書案

第 3 3 発議第 8 号 派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正
を求める意見書案

第 3 4 発議第 9 号 WTO 議長案を拒否するよう求める意見書案

第 3 5 発議第 1 0 号 地方の道路整備の着実な推進を求める意見書案

第 3 6 発議第 1 1 号 議員派遣の件について

第 3 7 発議第 1 2 号 四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について

第 3 8 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 から日程第 3 8 まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員 (2 5 名)

1 番	吉 村	アツ子 君	2 番	岡 峯	久 雄 君
3 番	弘 瀬	則 彦 君	4 番	島 岡	幹 夫 君
5 番	山 岡	義 正 君	6 番	緒 方	正 綱 君
7 番	橋 本	保 君	8 番	山 上	利 嗣 君

9 番 岩 井 優之介 君
 1 1 番 松 下 和 孝 君
 1 3 番 酒 井 祥 成 君
 1 5 番 竹 内 常 喜 君
 1 8 番 堀 本 伸 一 君
 2 0 番 田 邊 客 子 君
 2 2 番 味 元 和 義 君
 2 4 番 氏 原 郭 君
 2 6 番 池 本 公 夫 君

1 0 番 田 邊 哲 夫 君
 1 2 番 林 健 三 君
 1 4 番 下 元 昇 君
 1 6 番 田 邊 幹 男 君
 1 9 番 梶 原 政 利 君
 2 1 番 牧 野 利惠子 君
 2 3 番 宮 地 章 一 君
 2 5 番 宮 崎 南海男 君

~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

1 7 番 戸 田 健 彦 君

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	前 田 哲 生 君	副 町 長	高 瀬 満 伸 君
会 計 管 理 者	永 井 立 一 君	林 業 政 策 監	田 辺 由喜男 君
総 務 課 長	浜 田 好 清 君	企 画 課 長	武 内 文 治 君
管財契約課長	佐 竹 節 文 君	税 務 課 長	山 本 靖 君
町民環境課長	市 川 敏 英 君	健康福祉課長	岡 澄 子 君
農林水産課長	中 尾 博 憲 君	商工観光課長	森 芳 明 君
商工観光課副課長	宮 地 正 人 君	建 設 課 長	武 市 逸 夫 君
上下水道課長	伊 藤 哲 郎 君	教 育 委 員 長	宮 崎 勲 君
教 育 長	水 間 淳 一 君	教 育 次 長	長谷部 文 男 君
教育次長兼学校教育課長	渡 部 睦 君	生涯学習課長	山 本 弘 光 君
農業委員会事務局長	武 内 洋 介 君	代表監査委員	奥 宮 敏 男 君
総 務 課 副 課 長	山 本 康 雄 君	総務課副課長	樋 口 寛 君
総務課財政班長	山 脇 光 章 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	清 水 正 一 君	町民生活課長	柴 久 幸 君
大正診療所事務長	林 正 憲 君	産業建設課長	下 藤 広 美 君

土和総合支所

支所長兼地域振興課長	林 伸 良 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	岡 本 順 一 君	土和医療福祉センター所長	酒 井 寿 哉 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|        |           |     |         |
|--------|-----------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 今 村 茂 君   | 次 長 | 田 辺 卓 君 |
| 書 記    | 竹 内 寛 子 君 |     |         |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（山岡義正君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第1回四万十町議会定例会第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

本日の会議に17番戸田健彦君から欠席届があっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第1 議案第56号平成21年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第2 議案第57号平成21年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第3 議案第58号平成21年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第4 議案第59号平成21年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、日程第5 議案第60号平成21年度四万十町老人保健医療事業特別会計予算、日程第6 議案第61号平成21年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第7 議案第62号平成21年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上議案第56号から議案第62号までの7議案を一括議題とします。

この7議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それでは、7議案一括ですので、それぞれについて質問してみたいというように思ってます。

まず、国民健康保険税の関係でお伺いをしたいと思います。まずきのうもお聞きをしたところ、条例のところでお伺いしたところですが、21年度の当初予算の中で、介護納付金関係であります。166ページに町民から集める介護納付金分として4,800万円余り、国から町に入ってくる4,669万円を足すと9,500万円余りになるわけです。歳出でいくと、歳出の180ページの6款の中で、介護給付金1億3,700万円が出る形になってます。計算をすると、国、町民から集める額が9,500万円、歳出が1億3,700万円ということになると、4,200万円余りがどっかから持ってこない

かんということですので、そこら辺の入り分けがわかりませんので、その点を町長から答弁をいただきたいというように思ってます。

続いて、大正診療所の中で、今回電子カルテ端末機3, 200万円余り、十和の診療所も同じですが、この端末機を購入することによって、どういうメリットが生じてくるのか、診療所にとってどうなのかという点でお伺いをしてみたいというように思ってます。

それと、大正・十和の診療所の収入を見ておりまして、何か同じ大正・十和地域見た感、違う要素があるのかわかりませんが、収入の診療収入の中でも大正・十和が前年対比の中では、若干狂うというか、計算上かなり組み方に相違があるなっているように思ってますが、大正の場合は外来収入が大体ほぼ前年の中では差異はないが、十和のほうは若干差異があるなというふうに見ておったわけですが、大正診療所の財調の基金が今回も繰入金の中に入ってますが、およそ財調の基金の残額、およそ20年度末、今現在で構いませんが、どれくらい基金が残っているのかについて答弁をいただければありがたいというように思ってます。

それでは、十和の診療所ですが、先ほども私が言いましたように、外来収入の歳入ですが、大正はほぼ前年対比の中ではそんなに相違はないわけですが、十和の診療所の場合は、外来収入が極端に前年対比の中で落ちてくるという予算計上の仕方ですが、これは特に十和地域特有のことがあるのか、非常に健康増進で十和地域の方々が診療所に来る機会が少ないと見るのか、それとも他病院等に行く傾向が多くなってきたのかという点についてお知らせをいただきたいというように思ってます。

同じ質問になりますが、十和の診療所の関係も、電子カルテがたしか入るようになってます。若干金額的には差異があるわけですが、このメリット、十和診療所としてのメリットどうなのかについてお伺いをしてみたいというように思ってます。

とりあえずそれですが、よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 林大正診療所事務長。

○大正診療所事務長（林 正憲君） 電子カルテ導入のメリットについてのお問い合わせだと思いますが、これにつきましては、現状では紙ベースでカルテに医師が診察内容を手書きで記載をしております。電子カルテを入れることによって、まずどういう効果がいろいろあるわけですが、まず患者様にとってどういうメリットがあるのかについて最初に答えたいと思います。

まず、朝7時には受け付け票といいますか、受診をしたい順番をカウンターのほうに出

します。それによって順番を書いていただくわけですが、受け付けの事務員さんが来られるのが8時に来ます。それで診療が8時半から始まりますので、それまでにカルテ探しをまずします。棚に置いちゅうカルテを探すということです。それに日付印を押して準備をして、ないものについては、紙をまた差し込んで準備をして、その準備に結構時間を要します。電子カルテを入れることによって、画面上に順番を入れることができまして、紙ベースでなくて、端末機の中で紙のカルテが見えるわけです。それが医師が1番の患者さんをクリックすると、その患者さんのカルテがすぐ出てきます。そういうカルテ探しの作業が少なくなるというメリットと、それと診察によって、例えば検査の血液検査とかレントゲンとか、いろいろ検査するわけですが、それが処置室のほうでも医師が出した指示が見えます。処置室の看護師が、例えば医師の指示によって、例えば血液の検査の採取をするとかという指示が出てますので、それ見て、行ったところはチェックを入れていくと。最終的にそのカルテが終わった段階で、診察が終わった段階で計算というところを入れると、レセプトのほうにも反映し、処方せんと請求書が出ます。以前は事務員さんがカルテを見てレセプトを打って入力して、処方せんと請求書と領収書を印刷しておったわけですが、その点でかなりの時間が短縮されると思います。したがって、診察を終えた患者さんの待ち時間がかなり短縮されるものと思われます。

それと、端末機を操作するわけですが、まず医師サイドにおいては、一々カルテを見なくても、端末機上で患者のカルテを見ますので、カルテ探しが医師のほうも容易になるということと、端末機がある場所であれば、診察室でなくても、投薬あるいは注射処置、検査などの指示が可能になってきます。

それと、効率性の問題ですが、定期処方の場合、今回も同じ薬を出す場合は、そのカルテの前回の処方をコピー機能により張りつけることによって、一々今まで書いておったわけですが、張りつけ機能で短縮されるということです。

それと、レセプトの月末から月初めについては、レセプトをチェックをするわけですが、今までは紙ベースで出したもんをレセプトとカルテとをチェックし、病名等が間違いないかとか、いろいろチェックをしようとしたわけですが、したがって、月末と月初めについては、医師の方も大変残業等されてました。今回電子カルテを導入しますと、クリックだけでレセプトとカルテの画面がすぐ出るようになります。それで暇なと言うたら語弊がありますが、暇ができたときには、そういう通常から診療報酬用のチェックができるというメリットがあります。

それから、それともう一つ、これは患者様との医師との間に、電子カルテについては日本語で入力しますので、例えば経過等をコピーして患者さんに渡したりして、患者さんと医師との間に、患者さんが納得いく治療とか、そういうものが可能になってきます。以前よりは可能になってくるということです。

それから、看護サイドにおいては、先生によっては字がなかなか読みづらいというところも現実にあります、日本語で記入しますので、だれでもカルテが読みやすくなり、医師に確認しなくても済む手間がなくなって業務の効率化が図られます。

それから、病棟においては、看護日誌とか、それからいろいろな転記メモしたりすることが非常に煩雑にあります。このことが一つのカルテを導入することによって省略化されてきて、本来の看護であります患者さんのベッドサイドでの看護業務が以前よりは可能になってくるということが考えられます。

あと長くなりますが、血液検査については、外部委託をしております。毎日専用のプリンターでその結果が送られてくるわけですが、それは紙ベースで受け付けさんがその患者のカルテに全部張りつけていくという形をとっておりますが、電子カルテを導入することによって、それが送られてきたデータが、患者さんのカルテに一々張りつけしなくても、即時に検査結果が入力——入力というか、記載されるようになります。

言いよったら切りがありませんが、以上、大体大まかにはそういうことです。

それから、すみません。基金の残高でございますが、1億3,266万4,868円でございます。

予算の関係でございますが、まず最初に、診療収入の計上に当たっては、外来患者、入院患者の数を参考に基本的な計上をしました。それを見ますと、外来患者については、増加しておりますので、そういう含みを持って、外来患者、入院患者につきましても、19年度については、特別な事情がありましたのであれでしたが、増加の傾向にありますので、18年度を一つの指標にして予算を立てたところでございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 山本税務課長。

○税務課長（山本 靖君） 議員のお尋ねは、介護納付金分の歳入と歳出の関連がどうなっているかというお尋ねでございます。

まず、歳入のほう、国保税でいきますと、166ページになりますが、右端の説明欄を見ていただきたいと思います。一般現年介護納付金分、3行目でございますが、それが

4, 859万7, 000円、それからずっと退職被保険者の現年分、退職現年介護納付金分993万7, 000円ございますが、これが国保税の歳入でございます。

180ページをめくっていただきまして、そこに歳出の介護納付金分でございますが、先ほど申しました国保税分は、一般財源でありますので、その一般財源を見ていただきますと5, 905万円ということではほぼ一致するわけでございます。

それから、国県支出金7, 827万5, 000円の内訳でございますが、1つは、167ページの国庫支出金、療養給付費等負担金の中の介護給付費等負担金4, 669万円とあと残額が国、県の調整交付金になってくるわけでございますが、それは167ページの普通調整交付金2億1, 070万8, 000円と、それが国の分でございますが、それから県の分が168ページの真ん中の行の9, 218万5, 000円、これが国、県の分で、そのうち残額の3, 158万5, 000円分が調整交付金のうちの介護分でございますが、その内訳は突っ込み——療養給付費分と後期高齢者分介護分の突っ込みで計上しておりますので、今説明しました調整交付金につきましては、今説明した額のうち3, 158万5, 000円が介護分ということになります。

○議長（山岡義正君） 酒井医療福祉センター所長。

○十和医療福祉センター所長（酒井寿哉君） 十和診療所のほうについてお答えをいたします。

まず、電子カルテの導入についてのメリットでございますが、林事務長のほうからご説明させていただきましたので、あとちょっとつけ加えさせていただきますと、待機時間が短くなるということと、あと診療の事務、診療の業務ですね、そういうふうな時間の短縮ができること、それから大正・十和間の診療所間の情報が共有できまして、急患等の対応がさらにスムーズになると思います。

それから、外来収入の減の理由でございますが、今年4月1日から院外薬局、院外処方といいますか、薬局が診療所の近くにできまして、そのこのほうで薬剤を患者さんのほうからの要求でお渡しすることになります。そういうことで、薬剤代の減に伴うものです。

以上です。

○議長（山岡義正君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 電子カルテについて、私のほうからも少し補足させていただきたいと思いますが、これの導入に踏み切ることになったのは、四万十町になりまして、十和診療所、大正診療所、その2つが連携をして医師の何とか負担軽減を図ることができ

ないかという方策のもとで一つは決定をした要因もございます。といいますのは、当直等で土日、深夜もそれぞれ医師が当直をしているわけですが、２人体制ということで、非常に医師の責任それと負担、そういったものも過重になってきております。県のほうからも診療所が同じ町内にあるということで、その連携が何とかとれて、医師の負担軽減を図る方策も考えていただきたいというような話もございました。電子カルテにつきましては、先ほど酒井事務長のほうからも説明もありましたけれども、大正・十和の診療所をオンライン化することによって、これは患者さんの同意が得られたらの話ですけれども、双方の端末からそれぞれの患者のカルテを見ることができます。将来当番院制をとりまして、２つの診療所が連携をしたいと。今週については大正が当番、来週については十和が当番ということで、医師の負担軽減も図っていききたいという中で、急患が出た場合に、十和の診療所のほうでかかっておる患者さんが急患で大正のほうに運ばれた。その人の病歴とかそういういったものが一切わからないわけですし、医師に対しては不安がございます。それを共有の電子カルテで、十和のほうのカルテを大正のほうの端末から引っ張り出して見ることでもあるというようなメリットもございます。そういった両診療所の連携、そういう面からも今回の電子カルテの導入となったわけでございます。

○議長（山岡義正君） １０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） それぞれ約２０分かけて答弁いただきました。

私、診療所の事務長、大正・十和とも久しぶりの答弁で、緊張もしたかと思えますけれども、どの課のことも一緒ですが、新しい事業とか、新しい相当の金額のかかる備品等の予算計上については、しっかりと質問が想定されるという前提の中で私はまとめておってほしい。出なけりゃ幸い、出たらぱっと答えられるような体制に私はしてほしいと思ってます。

それぞれ十和・大正の事務長から答弁をいただいたわけですが、この電子カルテというのは、たしかNHKのテレビで、ある診療所の先生がメーカーと共同して開発したということも報道されてまして、素人ながらいいものができたなというのはわかるわけですが、それは今それぞれの答弁があったのは、内部のいわゆる大正・十和という形での問題、また内部での事務的な問題の答弁であったかと思うわけですが、私は、例えばパソコンでそんな機能を果たせんのかなと、私は素人ですが、なぜ２，８００万円、三千数百万円という電子カルテを導入しなきゃならんのか。ひょっとしたらパソコンでそれだけの機能を果たす今パソコンがありはしないかなと、私使うこと余りしませんのでわからんですが、

そんなことはひょっとしたら庁舎と本庁と支所がそういう形ではいろんな意味でやっているとしますし、大正・十和の関係であれば、パソコンでなぜできないのかなというふうに答弁を聞いて単純に思いました。私はひょっとしたら、県下の医療機関、そんなのもお互いが連絡し合う、ましてや医療センター、急患なんかの場合に、一時診療所でこういう診察したというのをぱっと流せるとか、そういう意味で、県下のそういった公的、私的の病院とこういう使うことによって速やかに患者さんが簡単に医者同士連絡取り合える一つの手段かなと思ってましたが、内部だけの解決のために失礼ですが、3, 200万円と、いわゆる6, 000万円もの予算を計上してまでこれが必要かなと、今答弁を聞いて私は思いました。そこらあたりは、私が今言いました、ほかのいわゆる町外の医療機関とのことには使えないのかなということについて単純に疑問を感じましたので、その点。

それと今、林事務長から、患者さんに診察の状況なんかのカルテをコピーして患者さんに回すという話でしたけども、基本的にはカルテというのは、患者さんに開示するというのは、これは原則なのかどうなのか、その点についてお聞きをしてみたいというように思ってます。

国保税の関係、国民健康保険税については、担当課長から詳しく答弁いただきましたので、了解いたしました。

○議長（山岡義正君） 林大正診療所事務長。

○大正診療所事務長（林 正憲君） そのカルテの問題でございますが、本人が希望すれば、当然そういうことを本人に渡すということは可能でございます。

それと、内部だけの事務の効率化ということじゃないかというご質問だったと思いますが、前もって説明しておけばよかったと今になって考えますが、実は、今県のほうも、医師確保推進課のほうで中心になっていただきまして、この構想に加わっていただいております。電子カルテには二通りございまして、ウェブ型というのと普通の一般の電子カルテ、病院単体で入れる分と相互間のいわゆる情報を参照できるシステムが今回うちが入れようと考えてますウェブ型という電子カルテでございます。それで、先ほど議員さんおっしゃいましたように、ただ単に十和・大正の相互間の電子カルテの参照だけでなく、当然中核医療であります高知医療センターに本体のサーバーを置く予定を内諾をいただいております。そこでことしももう既に大正診療所においては、ヘリで10件ほど医療センターのほうに患者さんが搬送されております。そこで端末機を医療センターにも1台置く予定でございます。そこで専門医がその患者さんの同意を得て、サーバーに入っていくて、

カルテを見て、今までどういう経過とか、どういう病歴があるとかというのを参考にして治療に役立てると、いわゆる連携した医療体制を目指すものであります。これは県下3地区に分かれてまして、十和・大正につきましては、幡多広域医療圏といたしましての枠の中で参入することになってます。それからまた、中央医療圏と安芸医療圏ということで、県としても全国にはこういう例がないということですが、こういう僻地の医療施設につきましては、話を聞きますに、来年以降も電子カルテをこの有利な調整交付金制度を利用して入れたいという診療所等もあるやに聞いております。県のほうもぜひこういう形で広域の連携した医療ができるような体制づくりをしたいという考えもありますので、ただ単に十和・大正だけでなく、そういう中核医療機能を持った高知医療センターのほうにも連携しております。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） また答弁いただきました。いわゆる、今2回目の質問のときの、それは私は答弁でほしかったと思ってます。聞かれれば答えるじゃなくて、やはりメインはそれで私はあるべきだと。だから先ほども言いましたが、じゃあパソコンでは果たせない電子カルテの役割というのは何かあるのかなと思うてます。だから、パソコンで内部のそういった十和・大正を結ぶの連絡にパソコンが使えないのか、内部でのそういった事務の軽減のためには、パソコンでは果たせないのかどうなのかっていうことが先ほど聞いたわけですが、答えがないわけですが、果たせないということで電子カルテを入れたのか。さきの1回目の答弁は、要するに内部の大正と十和の連絡、ましてや内部の簡素化のために使うんだという答弁でしたわね。2回目のときには、いや県の医療センターとも連絡を取り合うんだという話が2回目出ました。大きなメインは、私はそれであるべきだと思うわけです。だから、そういうやっぱり6,000万円も2つかかるわけです、3,200万円と2,800万円と6,000万円ですよ。パソコンによったらそんなことかからるので、だからどれだけ電子カルテが必要かをしっかりと、導入するときには議会にわかるような、もう少し説得する材料がないと、6,000万円っていうのは大変なお金です。その必要性をしっかりと説明できるだけの、できたら事前に資料も欲しいわけですが、ないわけですので、ここで私聞かざるを得んわけですから、そういうときには執行部の皆さん、先ほど言うたように、できるだけ議員にわかるような、質問しなくても見ればわかるような資料はできれば事前に配付をしてほしい、時間かなりとりました、これだけで。そういった意味で、執行部も検討してください。パソコンでは果たせない役割だけ。

○議長（山岡義正君） 林大正診療所事務長。

○大正診療所事務長（林 正憲君） パソコンを利用してこういうことはできないかということですが、セキュリティーの関係もごさいます。そういう関係で、県の情報ハイウエーを軸に行っていくわけですが、今後ケーブルテレビも22年にはでき上がりますので、ケーブルテレビの光も利用して電子カルテの導入を検討しております。普通のパソコンでしたら、まずソフトの部分ですよね、電子カルテの。いろんな機能がないとできません。それを考える能力が私たちにあればできる可能性はあるかもしれませんが、セキュリティーという面でかなり難しい。やっぱあそういう専門の業者に頼るしかないというのが、普通のインターネットではいかんところでごさいます。

以上です。

（10番田邊哲夫君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 介護保険事業特別会計予算のほうで、283ページの介護予防高齢者事業費で、19節の宅老所活動費補助金390万円ですが、この何カ所あるのかということと、1カ所につき幾らの補助金かということをお願いします。

○議長（山岡義正君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） 現在宅老所につきましては、10カ所運営をしていただいております。補助額につきましては、30万円を限度として助成をしております。それで10カ所と、あと3カ所新規を、この事業を広めたいということで、一応3カ所の新規を計画をいたしておるところです。

以上です。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 今年度3カ所さらに増やしたいということで13カ所、大変これは地域も人々のまとまりにもなりますし、見守りにもつながるということで、大変結構な事業だと思いますが、これを運営されている方々のご意見を聞きますと、非常に補助金を使いにくいという意見を聞きます。それで、補助金というものが、例えば食料品なんかにはできにくいんでしょうか。食料の材料費に使いたいとか、そういうのでもこの運用がなかなか難しいという意見を聞きまして、その補助金と、例えばこれを委託費にするとか、そういう関係で、もっと使いやすい内容にできないものかと思いますが、その点につ

いてお伺いします。

○議長（山岡義正君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） こちらの事業につきましては、介護保険の介護予防事業に位置づけておりまして、国、県のほうから補助金をいただくわけですが、その場合に食料費については、補助対象になっておりません。そういう関係もありまして、原材料費につきましては、通所者の方にご負担をいただいております。このご負担をいただくところでは、ほかに介護のデイサービスとか、そういうところを利用されても食費代については実費プラス人件費について負担をするということになっておりますし、いきがいサロンという別の町単の事業も行っておりますが、そちらにおいても食事代についてはご負担をいただいておりますというところで、その他の事業との均衡もとりましたご負担いただきたいという形をお願いをしているところです。ただ、そういうご意見も多々宅老所の運営をされている方々からはいただいております、21年度から区長のほうで地域活動の月1万円という助成金がありますが、そういう形のような、単に宅老所で毎週計画しているとは別に、地域に呼びかけて広くコミュニティーをつくり上げていただくと、地域づくりということで、21年度につきましては、1回を1万円ということで、3回までそういう形でご利用いただく、食料費にも充てるという形で町単で助成をしたいと考えております。そういう形で来年度はこの補助金については運用していく予定をしております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 203ページです。お聞きをしますが、この203ページの調理委託料ですね、790万円、大正の特別会計ですが、この算定基準と、これは随意契約でやっておられるのか、その2点についてのみお願いをしたいというふうに思います。203ですか、203ですね、203ページ。給食費のほうです。給食費の委託料の中で算定基準です。790万円の算定基準と随意契約でやっておられるのかどうかということです。

○議長（山岡義正君） 林大正診療所事務長。

○大正診療所事務長（林 正憲君） お答えします。

現在、調理については時間帯が不規則でございます。したがって、4名の調理員をもって調理業務に当たっているわけでございます。これは個人と委託契約をしまして、委託によってお願いしゅうわけですが、月額で言いますと、16万3,000円の1カ月委

託契約をしているところでございます。

(13番酒井祥成君「結構です、わかりました」と呼ぶ)

○議長(山岡義正君) ほかに質疑ありませんか。

20番田邊客子君。

○20番(田邊客子君) 国保会計であります、181ページの保健事業でちょっとお聞きしたいわけですが、特定健診を今行っております。今回も1,700万円の予算計上がされておりますが、それぞれの国保事業主体が特定健診を行うということでありまして、ここは国保の対象の方の健診ということになるわけですが、町としては全体的な把握をしているのか。それから、国保の対象者の何%が特定健診を受けているのか。これはパーセントによってえらいペナルティーがきたり、いろいろあるわけで、非常に大きな課題ではないかと思うわけですが、どういう状況になっているのでしょうかということと、それから後期高齢者の医療制度ですが、253ページ、前もちょっと聞いたことがあります、滞納繰越金が175万円ぐらいあります。今回の条例で後期高齢者の延滞金を免除するという条例が可決されたわけですが、どれくらいの方がその対象になるのか、どういう状況なのか、それをお聞きします。

それから、介護保険ですが、267ページ、今回非常に保険給付費が2億円もアップということで、介護報酬の3%アップによることもありますが、町長の答弁では、非常に認定者が増えているという説明ではありましたが、そのあたりの状況がどうなっているのかをご説明をお願いします。

○議長(山岡義正君) 市川町民環境課長。

○町民環境課長(市川敏英君) 特定健診についてお答えをいたしたいと思います。

現在、対象となる方が5,225名で、20年度においての受診結果でございますが、1,365名の方が受診をされております。全体の中では26%、国保では。議員おっしゃられるように、5年経過後に65%経過しなくてはペナルティーがかかるという方向になっておりますので、21年度、22年度に向けて、20年度には30%の予定でございました。したがって、26ということは、予定を下回ったということも考えますに、21年度に向けては、かなり内容を変えていく必要があるんじゃないかなとも考えております。特に22年度に向けては、体制そのものを考えていかないかん状況もあると考えておる状況であります。県下的には22%ですか、ちなみに隣の梶原町で見れば71.4%、大変高い数字でございますので、もうこの近くに勉強すべき地域がありますので、十分に

勉強したら率を上げていきたい、そのように考えておるところでございます。

それから、高齢者の後期高齢者に対しては、現在対象になるのが4, 280人になるのかと思います。のうちの大体7割が特別徴収ということになりますので、残りの30%のうちの5%が、若干滞納をされていく状況になりゃあせんかというような、まだ試算でございますけども、そういう状況で現在は計上しておる状況でございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） 認定者の推移でございますが、18年度末におきましては、65歳以上の第1号被保険者のうち1, 209名の方が認定を受けております。率にしまして16. 1%でございました。19年度末が同じく1, 222人ということで、16. 3%、ここの18から19については、余り伸びのほうはなかったんですが、20年度、21年2月末現在でございますが、1, 335人ということで、率にしまして17. 9%まで認定者の数のほうが増えております。これの関係で21年度は給付費を増額で見込んでおるところでございます。

○議長（山岡義正君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 特定健診ですが、梶原町とこれほど違うとは、何か問題があるということではありますが、一応そのあたりを分析しているのか。

それから、後期高齢者の医療の滞納者ですけど、実際後期高齢者が滞納すると保険証も取り上げっていうか、何ですか、資格証になるんですか。何かそういったことで特に後期高齢者は病院にかかる回数が多いし、方も多いので、非常に困っている方がおるんじゃないかと思うわけですけど、その点を把握しているのかということを知りたいわけなんです。

それから、介護認定者が非常に増えているということではありますが、さまざまな介護予防事業もやってますよね、百歳体操だとか、いろいろやってますけど、それにおぼつかない結局高齢化による人口増によるこういう認定者が増えていると分析しておられるのかどうか、その点をお聞きします。

○議長（山岡義正君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） まずは、特定健診でございますが、特定健診につきましても、若干十分な梶原とのすり合わせはできてませんので、今から梶原のほうに、今までできたじゃないかということにもなりますけれども、うちとしての最善を尽くしてみ

て、それから２１年度に向けては、よりいい成果の上がったところを再度見せていただきたいと思います。

それから、やっぱり健康に関してのやっぱり指導員とか、その必要性、十分感じてはいるんですが、そこらあたりも十分協議をしていく必要があると考えてますので、今現在指導員というものがいない状況ですので、ただ広報だけではなかなか人が集まりにくい。だから事細かにやはり回っているような、状況の話ができる方を地域に配置するっていうのは大変重要なことかなと考えてます。それにつきましても、まだ私だけの案ではございますので、梶原等のほうもちょっと勉強させていただいて、よりよい方向性にいきたいなと考えております。

それから、後期高齢者の滞納のことですが、まず１年目ということで、来年度から滞納者が出てくるというふうに考えておりますが、後期高齢者のほうが資格証のほうについての把握——把握といいますか、その措置っていいですか、それはされるわけです。したがって、そこについても、特別な事情ということで、国保と同等のような方向性が出てくるんじゃないかなと考えてます。今まだそのまとめができてないというふうに承っておりますので、いましばらくお待ちを願いたいと考えております。私どもといいますか、町としては、その徴収に対しての状況で滞納者が出たときにどうするのというところの部分で特別な事情を設けて、事情がある方についての免除ができるかどうか、そのようなことで条例の中には出しておりましたので、若干資格証とのあれは違いますけれども、町として来られる方は町民の方でございますので、両方のことがきっちり話せるようになるべくしておかなくてはいけない、そのように考えてはおります。

○議長（山岡義正君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） 介護予防事業の効果はということも１点お尋ねの中にあったと思います。すみません、手元に数字のほうがございますが、介護認定のうちで要支援の１、２という区分がございますが、そちらのほうは増加傾向はないということで、多少減ってるということもあります。確かに教室等開催しまして訓練をした結果では、そのときはかなりの向上の結果はデータの的にも出ております。ただそれをあと教室終了後、自宅で続けられるかというところになってくると、ちょっと難しい問題もあるということで、今現在宅老所でありますとか、運動終了後に自主運動グループという形で継続して運動を続けていただいて、できるだけ長く自立した生活ができるようにという形で取り組んでいております。

それと、あと給付費につきましては、介護認定を受ける際に、住宅改造でありますとか、それと福祉用具の購入とがありまして、そういう部分の一時的なご利用で認定を受ける方も確かにあります。それと介護保険っていう制度が広く普及というか、周知されたところもあるかと思われまして。そして、在宅の場合に、どうしてもやはりご家庭で介護者のいない場合は、デイサービスの利用が現在大変多くなっておりまして、こちらのほうの伸びが多くなってます。そういう形で在宅を今後進めていく段階でデイサービスの必要性ということで、今年度2月に1カ所開設しまして、来年度も1カ所開設をされる予定になっておりまして、そういう形で基盤のほうもご協力をいただいているところです。

あとグループホームが昨年度できたというところもあります。それで入所者のほうも増えたというところで給付費の伸びにつながっていると思われまして。

○議長（山岡義正君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 特定健診ですが、一つこれがあると思います。栲原町は合併していませんので、一つの町です。四万十町は合併いたしまして、健診の場合、非常にそれも合理化されて、例えば私の地域でもそういうことをやってたわけですけど、大奈路地域へ行けなきゃいけなくなったとか、そういうことが一つ大きな原因になってるんじゃないかと思うので、そのあたりももう一度見直しをして、きめ細かい健診ができるような体制をとらなければ、どうも解決しないんじゃないかなと思いますんで、よろしくお願いします。

それから、後期高齢者のせつかく町がそういった条例をつくりましたので、この1年のうちに滞納が免除される方は、きちっと相談に乗ってあげて、早く完納して、保険の資格がなくならないように対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 議員おっしゃられるように、やはりきめ細かなといいますか、地域へ行けば行くほど参加がしやすいって、まさにそのとおりだと思います。若干その面では合理化されていってるんじゃないかという方向性には、若干私どもも考えないかんことではないかということで、現在話も出てないわけではありませんで、ぜひその方向性も考え検討してみたい、そのように考えていきます。

また、今言われるように、後期高齢者についても、なるべく親身に考えてあげられるような状況の中を、そういう環境をつくっていきたいと考えますので、よろしくお願いをいた

します。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

2 番岡峯久雄君。

○2 番（岡峯久雄君） 議案第 58 号十和診療所についてですが、218 ページの節の 15 の工事請負費の施設整備工事費 569 万円ですけれども、先ほど 10 番議員から質疑の中で、酒井事務長が、院外処方せんのお話がありましたけれども、この施設整備工事費というのは、院外処方せん等の関連があるのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 酒井医療福祉センター所長。

○十和医療福祉センター所長（酒井寿哉君） 院外処方の関係とは、全く関係ございません。デジタル系の導入に伴う LAN 工事、それから停電時の非常用電源の設置工事、そういうふうなものです。

○議長（山岡義正君） 2 番岡峯久雄君。

○2 番（岡峯久雄君） はい、わかりました。

ただ町の診療所ですので、業者がやるといえども、ちょっと心配な部分っていうのが 1 点ありますので、ちょっとこれはお願いをしておきたいがですけれども、くぼかわ病院にしろ、院外処方せんというのは、駐車場の一角にあたりとか、余り車の何ていいまいしょうか、通りの少ないところに配慮しているのか、そういう場所が多いです。ただ今改装中ですけれども、民家を改装をしてやるということですが、国道に直面しておりますので、特にやっぱり高齢者などが診療所で処方せんの用紙をいただいて薬をいただくということです。特に安全対策について、国道と直面している部分がありますので、特に安全対策に配慮をしていただきたいと思います。その点については、完璧にというか、大丈夫なのでしょうか、お伺いをしておきたいです。

○議長（山岡義正君） 酒井医療福祉センター所長。

○十和医療福祉センター所長（酒井寿哉君） 確かに国道に 1 回出るような形になりますが、今医師住宅のところに駐車場になっておりますが、あそこを通路にして、なるべく道路に出ない範囲で行けたらというふうなことで考えてはおります。

それと、そのところにグレーチングが入っておりますが、その部分についても滑るということで、今須崎の土木事務所と相談いたしまして、塗装をして滑りどめを今のところ試験的ですが、それをやって、それでもなお滑るということになると、また考えましょうということで返事をいただいておりますので、ほぼ完璧とはいかないまでも、万全を尽く

していきたいと考えております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第５６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５６号平成２１年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第５６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これより議案第５７号平成２１年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算を採決します。

議案第５７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５８号平成２１年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算を採決します。

議案第５８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５９号平成２１年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算を採決します。

議案第５９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

これより議案第６０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第６０号平成２１年度四万十町老人保健医療事業特別会計予算を採決します。

議案第６０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第６０号は原案のとおり可決されました。

これより議案第６１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号平成21年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号平成21年度四万十町介護保険事業特別会計予算を採決します。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

ただいまより11時まで休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第8 議案第63号平成21年度四万十町簡易水道事業特別会計予算、日程第9 議案第64号平成21年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、日程第10 議案第65号平成21年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算、日程第11 議案第66号平成21年度四万十町下水道事業特別会計予算、日程第12 議案第67号平成21年度四万十町給与等集中処理特別会計予算、日程第13 議案

第 6 8 号平成 2 1 年度四万十町水道事業会計予算、以上議案第 6 3 号から議案第 6 8 号までの 6 議案を一括議題とします。

この 6 議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 0 番田邊哲夫君。

○ 1 0 番（田邊哲夫君） それでは、議案第 6 4 号平成 2 1 年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計についての質問をしたいと思いますのですが、2 1 年度の予算計上の中で、まず 3 1 4 ページの繰入金の問題であります。前年対比の中で 8, 0 0 0 万円ほど歳入で繰り入れを一般会計から行ってます。1 9 年度の決算の中で調べると、繰入金が 2, 8 0 0 万円余り、2 0 年度が繰越金がここに、決算では 1, 3 0 0 万円余りだと思いますが、非常に 2 1 年度の繰入金が 8, 0 0 0 万円もの増額になってます。当然歳入で組めますので、隣のページの 3 1 5 ページの中で事業費の中の内訳を見ると、前年度の償還金が当初予算の 1, 0 0 0 円に対して今回、ちょっと決算、2 0 年度はちょっと今の償還金の返還金がわかりませんが、当初では 1, 0 0 0 円に対して 7, 9 0 0 万円余りの増額ということになっています。これはきのうとの、議案第 1 6 号との関係と比べたら余りにも多額の一般会計を繰り入れをして償還金に回すという理由が少し私にはわかりませんので、何で来年度 2 1 年度予算の中にこういう計上をしたのか、説明をお願いをしたいというように思ってます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

繰入金が前年度と比べて 8, 0 0 0 万円ほど大きいということですが、これは開会日当日に提案理由で町長が申し上げましたところでございますが、これは公的資金の補償金免除繰上償還制度による借り入れしましたものを残高 7, 9 9 6 万 1, 0 0 0 円を繰上償還をしようとするものでございまして、それによりまして実質的な効果額 1, 4 5 3 万円が見込まれるところで計上したところでございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 1 0 番田邊哲夫君。

○ 1 0 番（田邊哲夫君） 今の担当課長から説明がありましたが、そう言えば初日にあつ

たかなという記憶が今よみがえってきたわけですが、そのメリットというのは、今の答弁ではちょっとわかりませんが、そのことによってどうなのかという点について、町にとってどうなのかということの答弁をいただけたら納得します。

○議長（山岡義正君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） メリットといたしましては、補償金免除額を含みます実質的な効果額 1, 4 5 3 万円が見込まれておりまして、公債費負担の大きな軽減が図られるというところでございます。

以上でございます。

（10 番田邊哲夫君「わかりました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はないようであります。

これで質疑を終わります。

これより議案第 6 3 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 6 3 号平成 2 1 年度四万十町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

議案第 6 3 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第 6 3 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 6 4 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 6 4 号平成 2 1 年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を採決します。

議案第 6 4 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第 6 4 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 6 5 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 6 5 号平成 2 1 年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

議案第 6 5 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 6 6 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 6 6 号平成 2 1 年度四万十町下水道事業特別会計予算を採決します。

議案第 6 6 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第 6 6 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 6 7 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号平成21年度四万十町給与等集中処理特別会計予算を採決します。

議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

これより議案第68号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号平成21年度四万十町水道事業会計予算を採決します。

議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ただいまより1時まで昼食のため休憩します。

午前11時08分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第14 陳情第21－2号「公契約」「入札制度」の改善を求める陳情、日程第15 陳情第21－4号最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める陳情、日程第16 陳情第21－7号地方分権「改革」に関する陳情、日程第17 陳情第21－10号四万十町議会の情報公開を求める陳情、以上陳情4議案を一括議題とします。

この陳情につきましては、所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長田邊哲夫君。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） それでは、私のほうから総務常任委員会に付託をされ

ました陳情審査報告をただいまより申し上げます。

総務常任委員会に付託を受けました陳情を審査をした結果、次に述べますように決定をしましたので、会議規則第94条第1項の規定によって報告をいたします。

陳情の受理番号ですが、陳情第21-2号、付託を受けました年月日が平成21年3月4日、件名、「公契約」「入札制度」の改善を求める陳情ですが、全員一致の中でその陳情を採択すべきものと決定をいたしました。

続きまして、受理番号陳情第21-4号、付託年月日が同じく3月4日でございます。件名は最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める陳情でございます。審査の結果は、全員一致で採択すべきものと決定をいたしました。

続きまして、陳情第21-7号、付託年月日は同じく3月4日です。件名は地方分権「改革」に関する陳情ですが、審査の結果、全員一致をもって採択すべきものと決定をいたしました。

最後になりますが、受理番号陳情第21-10号、付託年月日は同じく3月4日です。四万十町議会の情報公開を求める陳情ですが、慎重審査の結果、全員一致で不採択すべきものと決定をいたしました。

以上、4陳情について報告を終わります。

○議長（山岡義正君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

総務常任委員長の報告について質疑があればこれを許可します。

質疑ありませんか。

22番味元和義君。

○22番（味元和義君） 委員長報告に対してお聞きしたいことがあります。

田邊委員長とは旧大正町時代から長いつき合いです。非常に執行部に対してすばらしい質問をいたします。その中において、私はこの陳情第21-4号、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める陳情というので、全会一致ということですが、私が考えるのに、今100年に一度と言われる非常に厳しい情勢でございます。その中においてこの四万十町においても非常に失業者等が増えております。この陳情は最低賃金の大幅な引き上げを行うことと、それから全国一律最低賃金の制度の確立を行うことということで、雇用される者にとっては非常にすばらしい陳情でございます。だが、この本町においては、中小企業、零細企業の多い中、非常に今厳しい雇用状態でございます。そこで、今経営者は自分の給料を削り、そして何とか雇用を確保しなけれ

ばいけないと努力をしているところでございます。その中においてこういうことが通れば、非常に経営者としてはどこを削るか。そのときには必ずや人件費に影響してきます。そうすると、ますます失業者が増えてくるということで、やはりこういう本町のようなところにどこからこれが陳情が来たかはわかりませんが、陳情が来たからすぐに採択ということではなく、このように本町に対していろいろと経営そして雇用の場において、非常に重要な問題に対しては、やはり経営者の意見また労働者の意見を十分に聞いて、そして検討するべきだと思いますが、すばらしい委員長でございます。私が言わなくてもそのようなことはしていると思いますが、その点について委員長の所見を聞きたいと思います。

○議長（山岡義正君） 田邊委員長。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） ただいま２番議員から陳情第２１－４号の最低賃金の大幅引き上げと全国一律の最低賃金制度の確立を求める陳情での私の報告に対する質問がございました。味元議員が言われるように、私どもも全国の中で非正規労働者等が非常に失業の中で苦しい思いをされている状況は、すべての委員が承知をしていますし、また大手企業を中心として中小零細企業まで経営者も大変人件費削減、また経営難の中でどうすべきかについては、マスコミ等また新聞等でも大変報道されてますので、十分承知の上での審議をさせていただきました。

今、内容的には、個人的には経営者の立場でもありますし、そういった中での質問であったかと思いますが、陳情された方は、ある県下での労働組合としての一部の組合の組織ですが、ある面では、労働者の組織ですので、経営者の立場での陳情ではないことは、味元議員もご承知のとおりです。確かに経営者と労働者は、ある面賃金の面では対立関係にあることは承知をしております。県下でも全国的にも経営者よりも働く労働者の数が圧倒的に多い中で、そういったことを踏まえた中で総務常任委員会としてもこの問題について審査をいたしました。先ほど議員が言うように、陳情を受けたから何でもかんでも賛成ということでは決してないわけで、特に高知県の場合はご承知のように、全国でも最低賃金の点では、資料を持っていますけれども、一番高いのはご承知のように大都市でございまして、７６６円が東京、神奈川ではそういう最低賃金になってます。高知県は去年の１０月２６日、６２２円から８円上がりまして６３０円という最低賃金単価です。四国の中でもちなみに徳島が６３２円、香川が６５１円、愛媛が６３１円という、四国４県の中でも高知県が、全国でも非常に低いレベルにあるし、四国４県でも最低の最低賃金だと、それはいろんな状況の中で決められますので、そのことをとやかく言うわけではありませ

んけども、そういう状況にある中で、県下の労働者、経営者も厳しいですが、労働者も大変厳しい状況にありますので、委員会としてもできるだけことは労働者の立場でこの陳情には賛成という立場をとりまして、そういうことで答弁をさせていただきたいというように思ってます。

○議長（山岡義正君） 22番味元和義君。

○22番（味元和義君） わかります。だけど、私が思うのに、今のこの100年に一度というようなこの厳しいときに、本当に本町においても、高知県においても零細企業、中小企業はどんどんどんつぶれて、雇用問題が本当に大きく問題とされているこの時期に、なぜ必要かということを質問しておるがでございます。やはりこのような問題は、片方を立てれば片方が立たないということで、本当に雇用問題を考えた上で、今のこの時期にこのような問題を取り上げるのがいい時期なのかということを聞いております。これがもう少し去年の9月前とかというときならまだまだ認められます。だけど、去年の9月から極端に厳しい情勢でございます。この時期になぜこのようなことを、それも全会一致でございます。全会一致で採択したのか。私は時期的なことを言うがです。

それと全国一律、そして大幅な賃上げということで、やはり東京、神奈川と高知県と一緒にしてもいけません。これはすべての住宅事情、すべて東京のほうはいろいろな面が物価も高いし、そこと同じ高知県を扱いにするのではなく、徐々にそれに近づけていくという方法もあります。そういうところをもう少し審議をしたのか聞きたいです。今の時期になぜ必要か。

○議長（山岡義正君） 田邊総務常任委員長。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） 答弁いたしますが、先ほどの味元議員の中で、経営者の意見を聞いたのかということで答弁漏れがございましたので、そのことについてまず答弁をしたいと思いますが、経営者の意見聴取というのは、委員会では行いませんでした。そのことが答弁で漏れてましたので、報告をいたします。

再度の質問でございますが、今なぜこの時期に、なぜ全会一致でこの陳情書を採択したかという問題でございますが、当然議会というものは陳情者の意向を受けて議長が受理し、それぞれの委員会に付託案件をちょうだいして審査をするということでございまして、決して議会みずからがこの陳情を出したわけでもありませんし、いわゆる陳情者の思いというものを議会としてどう受けとめるかを委員会で審査を行ってきた過去もそうあります。そのなぜということは、付託を受けたからという答弁でしかできないわけです。

が、再三私も答弁しますけれども、当然経営者の立場も承知してますし、労働者の現状も知ってます。そういった中で7名の委員が慎重審査をした結果、全員が賛成したから全会一致という委員長の答えしか出せません。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

2 2 番 味元和義君。

○2 2 番（味元和義君） 経営者の意見も聞いてない、労働者の意見も聞いてないということですが、私も労働者を雇うてやっております。すべての労働者が、社長、首にせんとってくれと。とにかく不景気というのは労働者も十分知っております。何とか生活が困るきやってくれと。それから、ほかのところでもいろいろ聞いたら、一番労働者は、首になる、やめらされるというのに非常に不安を持っております。給料少々下げてもかまんけん、何とか勤めらせてくれという意見が大多数でございます。委員会のほうではそういう意見を聞いてないということです。これ以上言うても、委員長は答弁のしようがありませんが、そういう現実でございます。だから、陳情が来たから採択しなくてはいけないと言いましたが、この陳情というのは、何ちゃあ継続もできます。景気が上がってからうちは、本町は考えろというような感覚もありますので、長い間のやった委員長でございますので、そういう配慮も欲しかったと私は思います。

○議長（山岡義正君） 田邊総務常任委員長。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） 最後の味元議員の答弁になるかと思いますが、当然労働者は雇用の確保、何とか自分の仕事場は続けたいという気持ちはご承知のとおりです。当然こういう時期ですので、一労働者が経営者に向かって賃を上げてくれという状況ではありません。しかし、この陳情は、先ほども言いましたけれども、労働者の県下の組織としての団体組織です。その委員長が提出してますので、決して労働者の声を自分たちが委員会として聞かなかったというよりも、そういう労働者の声としての県下の労働者の声という位置づけがあった中で審査をいたしましたので、その点をご理解いただきたいし、経営者の、味元議員も経営者ですので、それも十分考えた上で7名の委員が採択したということです。それ以上私が委員長の立場で申し上げることはできません。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

1 4 番 下元昇君。

○14番（下元 昇君） 味元議員の今の最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める陳情書に対しての何点かお伺いをいたします。

これは今委員長答弁がありましたように、委員会の中で検討されたことですので、委員会の中でどういったことが意見が出たかということをお伺いをいたしたいと思います。

実は、私も小さな会社の経営者ですので、味元議員と同じような立場にあります。そういった中で、本当に従業員の方にも、いわゆる高知県の最低賃金ぎりぎりですら仕事をやっておりまして、私も売り上げが減った分は、まず役員のほうから給料カット、そういったことで何とか経営を持続させております。

そこでお伺いしますけれども、その委員会の中で、と申しますのも、昨日も私質疑の中で申し上げましたけれども、いわゆる指定管理を受けているところで、頭からこの会社を維持するためには、皆様方の雇用を維持するためには1割カットを全員にお願いしますと、そういう事業所がございます。そういった現状を委員会の皆様方はご承知で、そういったいわゆる四万十町、この中での現況のそういった給与に対するいわゆる最低賃金を大幅に引き上げていいのか、あるいは全国一律の賃金制度のいわゆる確立を求めているのかという、そういった意見が出たのかどうか、この1点。委員会の中でそういう意見が出たのかということをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 田邊総務常任委員長。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） 14番下元議員から質問でございますけれども、委員会の中でどういう審査をしたのか、審査の内容についての質問であったかと思っておりますけれども、まず1点、決して審査過程の中で、経営者の立場で意見がというか、経営者側の意見は一切ありませんでした。さきの味元議員からの答弁でも述べましたけれども、恐らく全員がこの日本また世界の経済状況っていうのは、承知の上での採択でしかないという状況と、私——ほかの意見がそんなにたくさん出たかっていえば、記憶の中ではなかったというしかないわけですが、ただ味元議員も下元議員も個人的な今の意見の中で、自分も経営者の立場、経営者だという意見でしたけれども、私どもは陳情者の、さっき言いましたように、代表の陳情ですので、そういった立場で、恐らく審査をされたんではないかなと、私の委員長としての個人的な見解ですので、経営者側からの意見というか、経営者側に立つ意見というのは、私の記憶の中ではなかったかなというように思ってます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 私は経営者側のというよりは、私の言いたかったのは、現実これだけ非常に経営が厳しい中で、先ほど例に出しましたように、1割カットも受けるから、いわゆる首にはしてほしくないと、そういった事業所が四万十町管内では多いんじゃないかなという面からそういう意見がなかったかなということです、ご承知おきをお願いいたしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（山岡義正君） 9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 陳情第21-10号四万十町議会の情報公開を求める陳情ですが、全員一致で不採択になっておりますけれども、この理由についてご説明いただきたいということと、前回、一応前向きに検討していただくように申し送りしましたとしておりますが、それについて検討はしていただきましたでしょうか。

○議長（山岡義正君） 田邊総務常任委員長。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） それでは、今9番岩井議員から陳情第21-10号、ちょっと待ってください。すみません、岩井議員にお答えをしたいというように思っています。

当然この陳情案件は、前総務委員会の中でも審議をされておりましたけれども、任期が切れて廃案になり、再度陳情が提出をされたという案件でございます。当然、前総務委員会の意向を受けまして、自分自身としては前向きに委員会としても検討いたしました。皆さんが趣旨と陳情の事項については、ご承知おきいただけたと思いますけれども、5点にわたる陳情の案件でございました。内容について岩井議員から質問がありましたので、この5項目の審査の内容について私のほうから報告を、答弁をさせていただきます。

まず、陳情事項の1番の各議員の各議案ごとの投票行動を議事録に追加をしてほしいという陳情の内容ですが、議員各位はご承知のように、今議会でもそうでありましたように、いわゆる四万十町議会はおよそほとんどの案件が簡易採択、いわゆる挙手による採択をとっております関係上、今までは議事録に追加をすることもしてませんでしたし、この陳情は今までの慣例からいえば、一歩進む内容の陳情でございます。委員会の中では、これをすべて投票行動を議事録に追加することは、多くの時間をとることになってしまうし、議案ごとにすべて議員が起立ないしは記名投票しなければ、各議員の投票行動っていうのはとれないということになりますので、そういった意味では、今の段階ではそういうことはできないという全員の意見であったように思います。

2番目の陳情の案件は、委員会の議事録を要約筆記から全議事録とするというという陳

情でございます。それぞれの4つある常任委員会では、今までは審査の結果については、委員長が責任を持って議会事務局、いわゆる議長あてに報告書を提出することはご承知のとおりです。これはあくまでも要約筆記でございまして、全委員会の審査の内容を全部議事録にするということは、まず事務局体制が今3人体制ですので、同時開催の常任委員会となると、なかなか事務局が足りませんので、1名増加せざるを得ないという状況に一つはなると。そういうことは、今の状況の中では不可能ではないかという意見が多数ございました。当然この委員会の審査状況というのは、当然委員会は原則公開ですので、傍聴に来ることはやぶさかではありませんけれども、なかなか出られない場合もあるだろうという意見があって、もし可能ならば、今事務局にはテープが1基しかございませんので、今後3基増やしていただいて、各常任委員会が開催されるについては、テープを——今テープという古いあれではないかもしれませんが、いわゆる委員会の内容がわかる、いわゆる全記録がとれるような機械を購入して、そういう形でこの陳情者の趣旨に沿っていければいいんではないかなというふうに委員会としては考えたところでございまして、そういった観点からは、3番目の陳情者の趣旨には、沿いかねるということの結論でございます。

4番の陳情・請願提出者が、陳情・請願内容を説明のために委員会に出席した際に、説明時になされる議員からの質問に答えるのみならず、委員に対する反問権を陳情・請願提出者に対して、原則付与するものとするということの陳情案件でございますが、今まではこの問題について、議会として恐らく検討したことはありませんでした。本会議もさることながら議会ってというのは、執行部と議員が予算、議案等について議員から質問する。しかし、執行部のほうから議員に対する反問権はありませんし、ましてや委員会審査の過程の中で、当然陳情者、請願者から委員会から出席を求めて陳情・請願者に質問をし、また答弁を求めることはありますけれども、恐らくこの反問権というのは、本委員会では許されるものではないという結論に達しました。

最後の5番目の陳情趣旨内容ですが、委員会は原則公開とする。非公開の場合は、その理由を文書で明らかにし、有権者に対して事後に公開するに問題のある個人情報等を伏せた形での閲覧に供するために、その委員会の議事録は必ずとるものとするということは、3番目の陳情と重なるわけですが、当然最初に申し上げましたように、委員会は原則公開ですので、この陳情者の趣旨には全く沿うものでありますが、後の同じように議事録を必ずとるものとするということは、先ほど私が報告をいたしましたので、重複は避けたいというように思ってます。

以上が答弁です。

○議長（山岡義正君） 9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） こういう議会の情報公開については、一つの時代の流れで、だんだん公開されていくというように思ってます。全国的には委員会の公開を、全議事録を公開しているところもありますし、そういうところで前向きに検討せないかん問題だと思います。例えば、1 番については、投票行動については、例えばゴルフで自分のプレーについて全部採点つけて出しますよね。あれと同じように、今日の議題について、帰りがけに丸、バツでずっとチェックして、議会事務局に出すというようにくせづけたら何でもないことだと思います。

それから、確かに委員会での録音テープでのテープ起こしは、仕切りがないもので、だれが何というか、ひとつもさっぱりわからんという問題がありまして、聞いておりますが、委員会の会の進め方も従来のやり方ではなしに、きちっと議長等の発言というか、許可もろうて進めていくような形をとらんと、そういうようなテープ起こしはなかなか難しいという部分も確かにありますし、それからそのどういいますか、各 4 つの委員会が同時にやった場合に、それぞれどういうか、記録していくというか、そういうやつをきちっと保障していくという体制は、比較的とれんでもありませんけど、そういう点では理解できますけれども、やっぱり全体としては、そういう知恵を絞ってやればできるというふうに思うわけで、そういう考え方で趣旨採択というか、そういうのが一番適当じゃないかと私は思うんですけれども、よろしゅうお願いします。

○議長（山岡義正君） 田邊総務常任委員長。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） 今 9 番岩井議員から提案も含めての質問がございました。

個人的な田邊哲夫としての委員の質問に対する答弁になるかもしれませんが、当然今岩井議員から提案あった、まず委員会のあり方の問題ですが、これはまだ全議員に諮ってませんし、これからの検討課題だと思うわけですが、今岩井議員から質問があったように、今までの委員会は、どちらかといえば、本会議場と違いまして、ある面ではいろんな意見が同時に飛び交うということが、私の委員会でもあるわけですが、この陳情を受けて、やはり今後は本会議場のように、やはり委員長の権限のもとで各委員さんが許可を得て質問をするということにしなければ、今後テープをとるにしても、テープの中身がザアザアザアザで聞こえないということにもなってもいけませんので、今後このことが皆さんが同

意をいただけるならば、各常任委員会でこの問題については真剣にお考えをいただきたいなというように思ってます。

それと、1番の議案ごとの投票行動というものは、岩井議員が言われましたように、各自がそうするということになれば、できる可能性はあるとは思いますが、ただ委員会でそのことまでは十分検討してませんでしたので、また今後議長がどういう扱いになるかわかりませんが、できれば陳情者の趣旨に沿うような形で、積極的に情報の公開というのに努めるべきだと思ってますし、先ほど岩井議員が言いましたように、日本全国の中では、本当に数十ページにわたる情報公開条例を制定をし、議会みずからが市民、町民に公開をしていくんだという意気込みがうかがえる市も町もあるわけですので、今後この問題は全議員の問題としてとらまえていただければありがたいなというふうに、私自身は考えてます。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） えらい長くなっておりますが、1点だけお聞きしておきたいと思えます。

請願や陳情については、会議規則の中で、94条の1項ですか、採択か不採択にするというふうな項目があります。その他内容の一部を採択にする、あるいは内容の一部を不採択にするとかという一部採択、不採択の方法もあろうかと思いますが、その辺について、先ほどの話から聞くと、当然議会として今後改善していかななくてはならない部分もあるんじゃないかというふうな委員長答弁もあったわけですが、そういう中で、その項目について、そういうふうな話し合いがなされたかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 田邊総務常任委員長。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） 7番橋本議員の質問に答えさせていただきますが、先ほどの答弁の中で、大体それぞれの委員の皆さん方の意見を集約したかなという思いで、副委員長にも私の今答弁した内容についてはお見せをして了解をいただいたわけですが、当然陳情は基本的には採択か不採択かということになりますし、恐らく委員会の中では、この陳情趣旨は、恐らく全員の委員さんが賛同の上で、それでも陳情のいわゆる5つの項目について審査を私はされたと思ってます。当然この審査をする中で、本総務常任委員会

では、そうやねと、やはりばらばらの意見、同時に意見出すようなことはいかんという思いの中で、この審査をする中では、先ほど言いました委員長の許可を得て質問するということに、委員会としては変えろうぜねということで、この審査の過程の中でもそういうふうに陳情者の趣旨に沿うて、今後テープがとれるならば、そういうことでないといかんという皆さんの意見がありましたので、そういうやり方に総務常任委員会を変えていくということにいたしましたし、5つの項目がすべて議事録をとるかどうかというのは、大きな項目が入ってきてますので、まだ総務常任委員会としては、これオーケーということにはなりませんし、議長も含めて各議員がどうするのかということを慎重に協議会の中で審査をしていただかないと、総務常任委員会だけですべての案件がオーケーというわけにはいかなかったという、委員会のつらい立場もご了解いただければありがたいというように思ってます。

○議長（山岡義正君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） よくわかりました。

そういう中で、請願や陳情については、請願そのものを議決するわけではないんですよ。議会の意思をいわゆる決定する機関というふうにとらえ方をしております。そういう中で、内容を修正をして採択することは当然できないわけで、こういう今回は形になったのかなというふうに思います。これからはやはりこういう当然改革をしていかないかん陳情者の思い、願意というものは、やっぱり陳情や請願には込められているというふうに自分も理解をしております。そういう中で、今後ぜひ個々に項目を示されているように、やはり改革をしていかないかん中身もかなりあるかというふうに思いますので、その辺も含めて、また陳情者にもよく説明をしていただいて、採用していただいたらいいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 田邊総務常任委員長。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） 7番橋本議員からの趣旨は、常任委員会としても十分理解がしてきたというふうに思ってますし、でき得れば、皆さん方からこの陳情が採択になった後の問題ですが、私も兵庫の相生市が非常に立派な議会の独自の情報公開条例もつくってますし、全国に恐らくつくっている公開条例があると思いますので、それを参考にしながら、できれば総務常任委員会としてもこの議会独自の情報公開条例をつくっていく方向で検討をしていきたいなと、委員長としての個人的な見解ですが、そうさせていただ

ければありがたいなとは思ってます。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

（１０番田邊哲夫君「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

これより陳情第２１－２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２１－２号「公契約」「入札制度」の改善を求める陳情をお諮りします。

陳情第２１－２号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２１－２号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第２１－４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２１－４号最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第２１－４号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２１－４号は……。

（「挙手でやってください、挙手で」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後 1 時 4 0 分 休憩

午後 1 時 4 5 分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

これより陳情第 2 1－4 号最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第 2 1－4 号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第 2 1－4 号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第 2 1－7 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第 2 1－7 号地方分権「改革」に関する陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第 2 1－7 号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第 2 1－7 号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第 2 1－1 0 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第 2 1－1 0 号四万十町議会の情報公開を求める陳情を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。原案について採決をします。

四万十町議会の情報公開を求める陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手少数です。したがって、陳情第21-10号は不採択することと決定しました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第18 陳情第21-1号現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書、日程第19 陳情第21-5号物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情、日程第20 陳情第21-9号四万十町図書館改革を求める陳情、以上3議案を一括議題とします。

この陳情につきましては、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長緒方正綱君。

○教育民生常任委員長（緒方正綱君） それでは、私のほうから教育民生常任委員会に付託された陳情についてご報告申し上げます。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則94条第1項の規定により報告します。

受理番号、陳情第21-1。付託年月日、平成21年3月4日。件名、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。全員一致でございます。

同じく受理番号、陳情第21-5号。付託年月日、平成21年3月4日。件名、物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。全員一致でございます。

陳情第21-9号。付託年月日、平成21年3月4日。件名、四万十町図書館改革を求める陳情。

審査の結果、不採択すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

教育民生常任委員長の報告について質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 陳情第21－5号物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情について、委員会の質疑の内容について1点だけお伺いをいたします。

現在、これは3月4日付けで陳情がされておりますけれども、現在の新聞等でも皆様方ご理解していると思うんですけれども、現在は物価上昇というよりは、ご承知のようにガソリン価格も大幅に値下がりしました。あと衣料品でありますとか、いわゆる生活必需品においては、どちらかという、物価上昇よりは、そんなに上がってないという見方を私は持っておりますけれども、そういった物価に対する陳情にあるように、物価上昇に見合うという陳情の主立ったことに対する、現在はそうじゃないかというような意見は出なかったのかどうかだけ、1点お伺いします。

○議長（山岡義正君） 緒方教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（緒方正綱君） 常任委員会での審査の中では、そのスライド方式といいますか、そういうことについてもある程度の議論は出ております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

18番堀本伸一君。

○18番（堀本伸一君） 委員長にお聞きをします。

陳情第21－9号です。図書館の改革を求める陳情ということになります。この結果が、審査の結果不採択ということになっておりますが、不採択となった要因、委員会での要因だけ教えていただきたいというように思います。

○議長（山岡義正君） 緒方教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（緒方正綱君） 答弁させていただきます。

要約ということですが、長くなるかもわかりませんが、まず陳情の趣旨というのは、3項目出ておりますが、内容的には、4つの項目をうたっていたんじゃないのかなと思います。その中で、まず1番、図書館長を公募制にするという趣旨があります。その中で館長の職務ということについては、議論をいたしました。その中で、館長の職務というのは、住民の目線に立った館の経営、それから運営による館の基本的な経営戦略の確立というもの、それで、例えば美術館の開催とか図書や美術品の購入など専門知識と経営能力というのが必要とされ、この公募では専門的な部分で、有能な人材というのは登用できるという利点もございますが、その反面、その人物の人となり等が判断しにくい面があると。良好

な経営には不向きな人材とするという可能性もあるというところで、この陳情はベターであるとは言いにくいということです。

それと２点目ですが、館長の身分を正規職員として常駐さすということですが、陳情でございますが、これに対しては、現在図書館、美術館の館長というのは非常勤で、月１５日間の出勤になっております。先ほども申し上げましたように、館長の職務ということは、今先ほど申し上げたとおりでございますが、通常の今の業務で、現在非常勤で十分対応できているというところ、それから館長を常駐ということになれば、予算的な配分も行っていかなければならないということで、これもちょっとそぐわないということでございます。

それから、図書館の購入費を現行の２０年度は７５万円で行っていました。増額するというところで陳情が出ております。これについては、増額という面については、各委員も賛成ということですが、この陳情の中、後ろの部分で、自治体の財政規模に対しての各市町村の指数といいますか、平均指数というのが陳情の中身に上げられております。これに対して数字が正確性も欠くということもありまして、増額ということについては賛成という意見もございましたが、総体的に考えまして、常任委員会是不採択ということでございます。

以上でございます。

（１８番堀本伸一君「よくわかりました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第２１－１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２１－１号現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２１－１号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第21-1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第21-5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第21-5号物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第21-5号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第21-5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情21-9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第21-9号四万十町図書館改革を求める陳情を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。原案について採決します。

四万十町図書館改革を求める陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手なしです。したがって、陳情第21-9号は不採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第21 陳情第21-6号派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める陳情、日程第22 陳情第21-12号「WTO

議長案を拒否するよう求める意見書」を政府に提出していただきますようお願いする陳情書、以上陳情２議案を一括議題とします。

この陳情につきましては、所管の産業常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業常任委員長宮地章一君。

○産業常任委員長（宮地章一君） 産業常任委員会でございます。

産業常任委員会に付託された２案件について、陳情審査報告をいたします。

産業常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定をしましたので、会議規則第９４条第１項の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第２１－６号。付託年月日、平成２１年３月４日。件名、派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める陳情。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。全員一致でございます。

陳情第２１－１２号。付託年月日、平成２１年３月４日。件名、「ＷＴＯ議長案を拒否するよう求める意見書」を政府に提出していただきますようお願いする陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定、全員一致でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 産業常任委員長の報告が終わりました。

産業常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第２１－６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２１－６号派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第21-6号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第21-6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第21-12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第21-12号「WTO議長案を拒否するよう求める意見書」を政府に提出していただきますようお願いする陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第21-12号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第21-12号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第23 陳情第21-8号町道窪川西原線の一部区間の拡張と一部区間の落石防護柵についてを議題とします。

この陳情につきましては、所管の建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

建設常任委員長氏原郭君。

○建設常任委員長（氏原 郭君） 建設常任委員会に付託されました陳情審査報告書を報告いたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第21-8号。付託年月日、平成21年3月4日。件名、町道窪川西原線の一部区間の拡張と一部区間の落石防護柵について。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。全員一致でございます。

○議長（山岡義正君） 建設常任委員長の報告が終わりました。

建設常任委員長の報告について質疑があればこれを許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第21－8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第21－8号町道窪川西原線の一部区間の拡張と一部区間の落石防護柵についてを採決します。

お諮りします。

陳情第21－8号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第21－8号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

ただいまより2時20分まで休憩します。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第24 発議第1号四万十町議会庁舎建設等特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 発議を行います。

発議第1号、提出者、岩井、田邊幹男議員以下7名の賛成を得て、会議規則第14条の規定により、四万十町議会庁舎建設等特別委員会の設置についての議案を提出いたします。

名称、四万十町議会庁舎建設等特別委員会。

設置根拠、地方自治法第 110 条及び四万十町議会委員会条例第 6 条。

目的、お手元に配付のとおり、庁舎建設等にかかわる審議を行うものとするものです。

委員数は 8 名です。

任期は四万十町議会庁舎建設等特別委員会最終報告までとします。

以上、議案を提出いたします。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第 1 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第 1 号四万十町議会庁舎建設等特別委員会の設置についてを採決します。

四万十町議会庁舎建設等特別委員会を設置することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、四万十町の庁舎建設等については、8 人の委員で構成する四万十町議会庁舎建設等特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中はもとより、調査建設等の調査、審査活動を行うことは、可決されました。

ただいま設置が可決されました四万十町議会庁舎建設等特別委員会の経費につきましては、当分の間は、昨日議決をされました平成 21 年度予算から支出するものいたします。

休憩します。

午後 2 時 23 分 休憩

午後 2 時 24 分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第２５ 四万十町議会庁舎建設等特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま設置されました四万十町議会庁舎建設等特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 異議なしと認めます。したがって、四万十町議会庁舎建設等特別委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

四万十町議会委員会条例第１０条第１項の規定により、ただいまから四万十町議会庁舎建設等特別委員会を議長より招集します。

平成２１年３月１３日、四万十町議会庁舎建設等特別委員会委員様。四万十町議会議長。

委員会招集通知、委員長及び副委員長互選のため、四万十町議会庁舎建設等特別委員会委員を招集するからご出席願います。

日時、平成２１年３月１３日午後２時２８分。

場所、３階議員控室。

特別委員会開会のため、休憩します。

午後２時２６分 休憩

午後２時２７分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会庁舎建設等特別委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告いたします。

四万十町議会庁舎建設等特別委員会委員長、山上利嗣君、四万十町議会庁舎建設等特別委員会副委員長、味元和義君、以上のとおりです。

休憩をします。

午後２時２７分 休憩

午後２時２７分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第２６ 発議第２号四万十町議会家地川ダム調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

９番岩井優之介君。

○９番（岩井優之介君） 発議を行います。

発議第２号、提出者、岩井、田邊議員以下７名の賛成を得て、会議規則第１４条の規定により四万十町議会家地川ダム調査特別委員会の設置についての議案を提出いたします。

名称、四万十町議会家地川ダム調査特別委員会。

設置根拠、地方自治法第１１０条及び四万十町議会委員会条例第６条。

目的、お手元に配付のとおり、家地川ダムの水利権次回許可期限が、平成２３年４月７日の２年後に迫り、四万十町の方角を定めるため、最終報告がなされるまでの審議を行おうとするものです。

委員は８名です。

任期は四万十町議会家地川ダム調査特別委員会最終報告までとします。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２号四万十町議会家地川ダム調査特別委員会の設置についてを採決します。

四万十町議会家地川ダム調査特別委員会を設置することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、四万十町の家地川ダム（佐賀取水堰）の調査等については、8人の委員で構成する四万十町議会家地川ダム調査特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中はもとより、家地川ダムの調査等の活動を行うことは可決されました。

ただいま設置が可決されました四万十町議会家地川ダム調査特別委員会の経費につきましては、当分の間は、昨日議決をされました平成21年度予算から支出するものいたします。

休憩します。

午後2時30分 休憩

午後2時31分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第27 四万十町議会家地川ダム調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま設置されました四万十町議会家地川ダム調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会家地川ダム調査特別委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから四万十町議会家地川ダム調査特別委員会を議長より招集します。

平成21年3月13日、四万十町議会家地川ダム調査特別委員会委員様、四万十町議会議長。

委員会招集通知、委員長及び副委員長互選のため、四万十町議会家地川ダム調査特別委員会を招集するから出席願います。

日時、平成21年3月13日午後2時35分。

場所、3階議員控室であります。

四万十町議会家地川ダム調査特別委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後2時32分 休憩

午後2時33分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会家地川ダム調査特別委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告いたします。

四万十町議会家地川ダム調査特別委員会委員長、島岡幹夫君、四万十町議会家地川ダム調査特別委員会副委員長、橋本保君、以上のとおりです。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第28 発議第3号「公契約」「入札制度」の改善を求める意見書案、日程第29 発議第4号最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書案、日程第30 発議第5号地方分権「改革」に関する意見書案、以上発議第3号から発議第5号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それでは、私のほうから、「公契約」「入札制度」の改善を求める意見書案を提出したいと思っておりますが、提出は私、田邊哲夫、賛成者は6名の総務常任委員でございます。

次の議案を会議規則第14条の規定によって提出をするものでございます。

「公契約」「入札制度」の改善を求める意見書ですが、皆さん方のお手元に意見書を提出しておりますので、すべて読むことは長い時間かかりますのではしよりますが、これは提出先は四万十町長でございます。

どういう内容かといいますと、若干かいつまんで申し上げますが、いわゆる公共工事等について、全国的に今までは非常に情報公開のもとで入札前に設計金額を公表したりということで、大変今までの公共工事については、非常に低価格で落札をされた公共事業が全国の中ではたくさんございますし、また本町でも入札制度の中で、町長の裁量によって最低、最高ということが決められています。この内容は、大変厳しい雇用条件の中で、低価格で落札を余りし過ぎると、最終的には先ほどの私に対する質問にもありましたように、最終的には人件費の削減が、ある面では最終的に経営者としてはとらざるを得ない最終的

な判断にもなるわけですので、できるだけこういう状況の中でそういった入札のあり方を含めて町長には検討を加えてほしいという主な内容で、すべてではありませんが、内容ですので、先ほどの質疑でも、陳情の中で、質疑の中で出てきましたが、そういう内容ですので、ご理解をいただいて、ご賛同いただければありがたいというように思ってます。

以上です。

続きまして、発議第4号です。

同じく私、田邊哲夫が提出者で、あと6名の総務常任委員の方々のご賛同をいただいて提案するものでございますが、会議規則第14条の規定によって、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書案でございます。

この意見書案も皆さんのお手元に配付をしていますので、お目通しをいただきたいし、先ほどの陳情の可決もいただきましたので、そういったことを踏まえて今回提出をするものでして、これは提出先は衆・参の議長、内閣・厚生、労働局長あてでございますので、ご賛同いただければありがたいと思ってます。

続きまして、発議第5号です。

同じく提出者は私、田邊哲夫、賛成者は総務常任委員6名全員のご賛同をいただいて、地方分権「改革」に関する意見書案を会議規則第14条の規定によって提出をするものでございます。

これも要約をして皆さん方のご賛同をいただきたいと思いますけれども、麻生総理大臣が昨年、直接関係あります岡山農政局等の地方の関係機関をスリム化をしたい、統合・廃止をしたいということが取り上げられております。四万十町でも岡山農政局へ行くことは、たびたび農業委員会を初め行政機関も行くことがあるわけですが、これが廃止になると、大変時間的、金銭的にも大変な状況になるわけですので、できるだけ国に対しては、こういった地方の機関を廃止をすることがないようにということの意見書案でございますので、提出先は衆・参の議長、内閣総理大臣、財務大臣あてでございますので、皆様方のご賛同をいただきますようによろしくお願いし、提案にかえさせていただきます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（10番田邊哲夫君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第３号「公契約」「入札制度」の改善を求める意見書案を採決します。

発議第３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第３号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権は議長に委任することに決定しました。

これより発議第４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第４号最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書案を採決します。

発議第４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第４号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第4号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権は議長に委任することに決定しました。

これより発議第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第5号地方分権「改革」に関する意見書案を採決します。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第5号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権は議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第31 発議第6号現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書案、日程第32 発議第7号物価に見合う年金引き上げを求める意見書案、以上発議第6号から発議第7号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

6 番緒方正綱君。

○6 番（緒方正綱君） 発議第 6 号。提出者、緒方正綱、賛同者、牧野利恵子、橋本保、山上利嗣、田邊客子、宮崎南海男、以上の賛同を得まして意見書案を提出いたします。

現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書案でございます。

意見書案につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、少子化担当大臣でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、発議第 7 号。提出者、緒方正綱、以下牧野利恵子、橋本保、山上利嗣、田邊客子、宮崎南海男の賛同を得まして、物価に見合う年金引き上げを求める意見書案を提出いたします。

意見書案につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第 6 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第 6 号現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書案を採決します。

発議第 6 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第 6 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第 6 号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権は議長に委任することに決定しました。

これより発議第 7 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第 7 号物価に見合う年金引き上げを求める意見書案を採決します。

発議第 7 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第 7 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第 7 号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権は議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第 3 3 発議第 8 号派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労

働者派遣法の抜本的改正を求める意見書案、日程第34 発議第9号WTO議長案を拒否するよう求める意見書案、以上発議第8号から発議第9号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 意見書の提出をいたします。

発議第8号。提出者、宮地章一、賛成者、味元和義、下元昇、岡峯久雄、弘瀬則彦、池本公夫、梶原政利でございます。

派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書案でございます。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

文面につきましては、お手元に配付いたしておりますので、見ていただきたいと思います。後段の文面だけ読ませていただいて、提出をさせていただきたいと思います。

1、雇用の安定に最大限の努力を行うこと。

「労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するよう努める」（雇用対策法第1条）の趣旨を全面的に生かし、財界、大企業に派遣社員や期間社員の解雇をやめるよう行政指導や監督を行うこと。

2、雇用保険の6兆円もの積立金を活用して、失業した労働者の生活と再就職への支援を行うこと。また、雇用保険への国庫負担の削減を行わないこと。

失業給付金受給資格に必要な就労期間を6カ月に戻し、短期就労者への適用拡大を行うこと。

給付期間の上限を延長するなど、この間の失業給付削減を見直すこと。

雇用保険積立金を活用し、失業者、求職者への生活援助制度、住宅困窮者への家賃補助制度などを設けること。

非正規雇用の正規雇用化を図るため、中小企業を対象とする補助金制度を設けること。

3、政府の責任で、とりわけ状況が深刻な青年、高齢者、シングルマザーなどの雇用の場を創出すること。

2、労働者派遣法を1999年の改正前に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出をいたします。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、高知労働局長でござ

います。ご賛同をお願いします。

続きまして、発議第9号。提出者、宮地章一、賛成者、味元和義、下元昇、岡峯久雄、弘瀬則彦、池本公夫、梶原政利でございます。

WTO議長案を拒否するよう求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

文面につきましては、お手元に配付をいたしておりますので、見ていただきたいというように思います。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出をいたします。

平成21年3月13日。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣でございます。ご賛同をお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 大変いい意見書だと思ってます。ただ1点だけ今読み上げた中で、派遣切りの発議第8号ですが、最後の労働者の派遣法を99年前の改正に戻すことということになってますが、派遣法っていうのは大変長い文章ですが、要するに要約してこう戻すべきだということが発議者提案者として非常に見識の高い委員長ですので、答えていただければありがたいと思ってます。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 今回の意見書につきましては、これは重要テーマといいますか、趣旨を審査したわけでございまして、細部については意見が出されておられませんので、趣旨の採択ということでご了解をいただきたいと思います。

（10番田邊哲夫君「わかりました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第8号派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書案を採決します。

発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第8号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権は議長に委任することに決定しました。

これより発議第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第9号WT O議長案を拒否するよう求める意見書案を採決します。

発議第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第9号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権は議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第３５ 発議第１０号地方の道路整備の着実な推進を求める意見書案を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

２４番氏原郭君。

○２４番（氏原 郭君） 発議第１０号。意見書の提案をいたします。提出者は氏原郭、賛成者、竹内、島岡、林、松下、岩井、５名の議員です。

地方の道路整備の着実な推進を求める意見書案。

上記の提案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出をいたします。

地方の道路整備の着実な推進を求める意見書。

案文については、皆様方に配付しておるとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

なお、提出先は、内閣総理大臣、財務大臣・経済財政政策担当大臣、国土交通大臣、総務大臣。

以上でございます。ご賛同のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第１０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第１０号地方の道路整備の着実な推進を求める意見書案を採決します。

発議第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第10号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権は議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第36 発議第11号議員派遣の件についてを議題とします。

9番岩井優之介君から地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条並びに会議規則第14条の規定により提出されております。提出者の提案理由の説明を求めます。

9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 議員派遣の件について発議いたします。

発議第11号。提出者、岩井、田邊幹男議員以下7名の賛成を得まして、会議規則第14条の規定により議員派遣の件について議案を提出するものです。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣するものです。

目的、第34回町村議長・副議長研修会です。

期日、平成21年5月19日から20日。

場所、東京都メルパルクホール。

派遣議員、議長、副議長、その他議長が指名する議員。

以上、議員派遣の提案を提出いたします。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番橋本保君。

○7 番（橋本 保君） この提案については、議長、副議長の研修会という内容になっておりますが、派遣議員として、その他の議長が指名する議員となっておりますが、この議長、副議長研修会において、その他の議長が指名する議員が必要なのか、その辺についての意見を求めたいと思います。

（9 番岩井優之介君「今のところ予定しておりません」と呼ぶ）

必要なかどうか。

○9 番（岩井優之介君） 申しわけありませんけれども、検討いたしておりません。そういうことについて、言うたら今までの慣習で行ってきました。

○議長（山岡義正君） 7 番橋本保君。

○7 番（橋本 保君） 今までこういう形で出されておるわけですが、その必要性について、やはり検討が必要じゃないかなというふうに思っておりますので、その辺について今後検討をしていただきたいと思います。

○9 番（岩井優之介君） 今後また議会運営委員会で検討したいと思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

2 5 番宮崎南海男君。

○2 5 番（宮崎南海男君） 今7 番議員さんからありましたので、関連して。

結局、これは議長、副議長会へ指名した議員が行くと、指名するということじゃないんでしょう。指名する必要がある場合に行くということであって、必ず一緒に行くということではないと思うのですが、どうでしょうか。

○9 番（岩井優之介君） そのとおりです。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第11 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第１１号議員派遣の件についてを採決します。

発議第１１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第１１号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山岡義正君） 日程第３７ 発議第１２号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

９番岩井優之介君。

○９番（岩井優之介君） 四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について発議いたします。

発議第１２号。提出者、岩井、田邊幹男議員以下７名の賛成を得て、会議規則第１４条の規定により、四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についての議案を提出するものです。

提案理由、議案第１７号四万十町行政組織条例の一部を改正する条例が、今期定例議会に提案され、昨日議決されたことにより、四万十町議会委員会条例の一部を改正して、所管委員会の所掌を明確に位置づけようとするものです。

内容は、配付した書面のとおりです。

この条例は２１年４月１日から施行します。

以上、四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例の議案を提出します。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第１２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第１２号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

発議第１２号を原案のとおり決定することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第１２号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第３８ 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

教育民生常任委員長、産業常任委員長、建設常任委員長から各委員会において、審査・調査中の事件について、会議規則第７５条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長、産業常任委員長、建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

次に、各委員長から各委員会において審査調査中の事件及び所管事務の調査事項について、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

休憩します。

午後 3 時 0 6 分 休憩

午後 3 時 1 9 分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 2 1 年第 1 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 3 時 2 0 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員